

## 9. 自己査定、開示及び償却・引当との関係

自己査定 の債務者区分		金融再生法に基づく 開示基準での開示	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率 (注3)
			非分類	分類	分類	分類		
破綻先	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 1,990 (12年3月末比+82)	担保・保証等により 回収可能部分 1,882	全額引当 108	全額償却 (注1)		個別 貸	142 (注2)	100%
実質破綻先								
破綻懸念先	危険債権 12,635 (12年3月末比 877)	担保・保証等により 回収可能部分 4,941	必要額 を引当 7,694			倒 引 当 金	4,192 (注2)	54.5%
要注意先	要管理債権 991 (12年3月末比 2759) (要管理先債権)	要管理債権中の担保・ 保証等による保全部分 507				個別	42	15.0% (注3')
	正常債権 338,553	要管理先債権以外の 要注意先債権				一 般 貸 倒 引 当 金	2,250	平均2.9%
正常先		正常先債権						平均0.3%
総 計		354,169					特定海外債権引当勘定 84	
A 金融再生法開示債権		B 担保・保証等により回収可能部分	左記以外					引当率 (注4)
15,616 (12年3月末比 3554)		7,330	8,286		C 金融再生法開示対象 債権に対する引当金		4,441	$\frac{C}{A-B}$ 53.6%

$$\text{保全率} = (B + C) / A \quad 75.4\%$$

(注1) 直接減額6,821億円を含む。

(注2) 再生法開示対象外の資産に対する引当を一部含む(破綻先・実質破綻先 34億円、破綻懸念先 60億円)

(注3) 「正常先」は、債権額に対する引当率。

「正常先以外」は、開示額から担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。

(注3') 「要管理先債権」の非保全額に対する引当率(個別引当先を除く)。

(注4) 担保・保証等により回収可能部分控除後債権に対する引当率